

**浄化槽を正しく使用しましょう**

浄化槽は、水洗トイレからの汚水、洗濯や風呂場などからの排水をきれいな水に浄化してから河川等に放流するためのものです。

浄化槽は、微生物の働きにより水をきれいにします。浄化槽が正常に機能するためには、適切な維持管理が大切です。浄化槽法で定められている定期的な保守点検・清掃・法定検査の実施をお願いします。

**内 ● 保守点検** 浄化槽の点検、調整、補修や消毒剤の補給を行います。浄化槽保守点検業の登録を受けた業者に依頼してください。

**● 清掃** 浄化槽を清掃したり、たまつた汚泥を引き抜いたりする作業です。浄化槽清掃業の許可を受けた業者に依頼してください。

**● 法定検査** 浄化槽が正しく機能しているかを県が指定した検査機関が検査し、結果をお知らせします。浄化槽の管理者（設置者）は、年に1回の法定検査を受けることが義務づけられています。なお、検査は有料です。

（検査機関：公益財団法人 福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会 福島支所 ☎024・531・1766）

**問** 上下水道課 下水道係 ☎24・5413

**認知症の予防のために：脳の健康度の検査を受けてみませんか？**

自分の脳の機能の様子を知り、認知症の正しい理解と予防を考えませんか？高齢者の集団認知検査として開発された「フアイブログ検査」では、映像を見ながら、記憶・言語・注意・思考などについて測定ができ、結果を認知症の予防に役立てていただけます。

**対** 65歳から84歳で2回とも参加できる方（先着80人）

**場** えぼか（中会議室）

**時** ①1月21日（木）午前10時から11時30分 ②2月4日（木）午前10時から11時30分

**内** ①検査の説明、検査の実施（約45分間） ②検査結果の返却、認知症の予防に関する講話、認知症や転倒予防のための運動と講話

鉛筆またはシャープペン、眼鏡（必要な方）をお持ちください。

**料** 無料

**申** 本宮第一地域包括支援センター（担当地域：本宮市本宮・高木）

☎24・6220

本宮第二地域包括支援センター（担当地域：青田・荒井・仁井田・岩根・関下）

☎34・3344

白沢地域包括支援センター（担当地域：和田・糠沢・白岩・長屋・稲沢・松沢）

☎24・5131

**守って防いで インフルエンザ！**

～予防対策を心がけインフルエンザにかからないように注意しましょう～

**風邪やインフルエンザ予防のポイント**

- ① 外から帰ったら、丁寧に手洗い、うがいをする。
- ② 人ごみに近づかない。（止むを得ず人の集まる場所に行く時はマスクをしましょう。）
- ③ 咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュペーパーなどで口と鼻を覆う。
- ④ バランスの良い食事をする。
- ⑤ 十分な睡眠をとる。
- ⑥ 予防接種を受ける。
- ⑦ 適度な湿度を保つ。



「インフルエンザかなと思ったら、早めに医療機関を受診しましょう」

**問** 安達地方広域行政組合消防本部  
〒964-0891 福島県二本松市大壇 27 番地  
☎22-1211 FAX22-1355

## ごみの収集を行います

**12月23日(水) 天皇誕生日**

通常通り、ごみの収集を行います。  
ただし、もとみやクリーンセンターへの個人搬入はできませんのでご注意ください。

## ごみの収集を休みます

**12月29日(火)～1月3日(日)**

上記期間中は、年末年始のため、ごみステーションへごみを出さないようご協力をお願いします。  
また、もとみやクリーンセンターへの個人搬入もできませんのでご注意ください。

**問** もとみやクリーンセンター ☎33-5499  
生活環境課 環境係 ☎24-5362  
白沢総合支所 市民福祉課 生活安全係 ☎44-2114

## 平成28年度市立保育所臨時職員募集

市では、市立保育所・幼稚園の保育補助職員を募集しています。

保育士および幼稚園教諭の資格がある方

10人程度

午前7時～午後7時までの間で7時間45分の交代

勤務場所

市内保育所および幼稚園9カ所のいずれか

月額 154,900円

勤務年数による昇給あり

勤務月数により、年2回賞与あり

※27年度臨時職員も随時募集しています

**問** ハローワーク二本松 ☎23-0343  
幼保学校課 幼保教育係 ☎24-5446

## タンクからの油流出事故にご注意！

冬の期間中は、灯油などの油類が漏れ出し、河川などに流出する事故に対し注意が必要です。

灯油などが河川へ流出した場合、火災の危険はもちろんのこと、魚をはじめとする水生生物に影響があるほか、川の水を利用している方々や周辺住民の方々にも油の臭いなどで多大な迷惑をかけることとなります。

灯油などが流出したり、流出を見つけたら、南消防署（☎33-2875）もしくは生活環境課 環境係（☎24-5362）に連絡をお願いいたします。

### 【流出事故の原因はうっかりミスが大半】

- ▼給油中にその場を離れ、灯油缶から灯油をあふれさせてしまった。
- ▼ホームタンクの栓をしっかり閉めていなかったため、灯油が漏れ出した。
- ▼ホームタンクの配管等が劣化していたため、灯油が漏れ出した。

※流出した場合、水道、農業用水、工業用水等の取水停止を行う場合があります。

※流出事故による油の回収・処理に要した費用は、原因者の負担となります。

### 【事故防止のためにできること】

- ▼給油時にはその場を離れない。
- ▼ホームタンクの栓の閉め具合を確認する。
- ▼ホームタンク等の灯油の貯蔵設備点検を定期的に行う。



**問** 安達地方広域行政組合消防本部 南消防署 ☎33-2875  
生活環境課 環境係 ☎24-5362